

様式第9号（第11条関係）

許 可 証

4つくば環衛第872号

令和5年(2023年)3月30日

住 所 茨城県土浦市白鳥町1096番地の21  
申請者 氏 名 株式会社 東栄商事  
代表取締役 東原 友彰

つくば市長 五十嵐立青



令和5年(2023年)2月10日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

許 可 番 号	01064
営 業 所 の 名 称	株式会社 東栄商事
営 業 所 の 所 在 地	茨城県土浦市白鳥町1096番地の21
取扱廃棄物の種類	家庭系一般廃棄物（一時ごみに限る） 事業系一般廃棄物（ごみ・食品循環資源）
処 理 区 分	収集運搬（積替保管を除く）
営 業 区 域	収集運搬の区域：つくば市内全域 廃棄物の処分先：つくばサステナスクエア（ごみ） （株）東栄商事堆肥センター（食品循環資源） （かすみがうら市牛渡5331-1）
許 可 期 間	令和5年(2023年)4月1日から 令和7年(2025年)3月31日まで
許 可 条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びつくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、その他関係法令を遵守するほか、市長の指示・指導に従うこと。
手 数 料	金7,000円（許可申請手数料）